

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート

以下太枠内に必要事項を記入した本チェックシートを、本特例に関する届出書に添付してください。

令和 年 月 日

事業者名

(担当者名)

(連絡先)

①必要提出書類について【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】		
項番	提 出 書 類	申請者用 チェック欄
1	先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書	
2	償却資産申告書・種類別明細書（提出用）	
3	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）⇒ 行方市役所 商工観光課へすでに書類をご提出の方は、提出不要です。	
4	先端設備等導入計画に係る認定書（写）	
5	中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写）⇒ 行方市役所 商工観光課へすでに書類をご提出の方は、提出不要です。	
6	中小企業等経営強化法に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート（本シート）	
7	※賃上げ方針を表明した場合は、表明したことが分かるもの ⇒ 行方市役所 商工観光課へすでに書類をご提出の方は、提出不要です。	
8	※見取り図（先端設備の設置箇所がわかる書類）	
9	※写真（先端設備の設置箇所を写したもの）	
10	（リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合）リース契約見積書またはリース契約書（写） ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要	
11	（リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合）公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写） ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要	

②課税標準の特例対象条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまるものに○をつけてください】

項番	確 認 内 容					当てはまるものに ○をつける	
1	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本又は出資を有する法人の場合		賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？			いいえ	はい
	先端設備等導入計画の申請者が資本又は出資を有しない法人や個人の場合		賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、従業員数は1,000人以下ですか？			いいえ	はい
2	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、①又は②に該当していませんか？ （①又は②に該当する法人は課税標準の特例の適用対象外です。）					いいえ	はい
	①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人						
3	課税標準の特例を届け出る資産は1単位あたり下表の取得価額ですか？					いいえ	はい
	資産の種類		建物附属設備（※1）	機械及び装置	工具		
		取得価額		60万円以上	160万円以上	30万円以上	30万円以上
※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く（家屋として課税されるものを除く）							
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？					いいえ	はい
	→ 「いいえ」の場合はその理由を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。						
(理由) ≪例：見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの≫							

※本チェックシートは、行方市内に所在する資産について、「地方税法附則 第64条に規定する固定資産税に係る課税標準の特例」の適用条件に該当することを確認するための書面です。